

第77回

定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月26日(金曜日)

午前10時

開催場所

名古屋市東区上豎杉町1番地

ウィルあいち(愛知県女性総合センター)

4階ウィルホール

会場変更	会場が前回と異なりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようご注意ください。
------	---

議案

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名選任の件

株式会社木曽路

証券コード:8160

(証券コード 8160)
2026年6月5日

株 主 各 位

名古屋市昭和区白金三丁目18番13号
株式会社 木 曾 路
代表取締役社長 中 川 晃 成

第77回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第77回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上のウェブサイトに掲載しておりますので、以下の各ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】 <https://www.kisoji.co.jp/ir/stock.html>

【株主総会資料 掲載ウェブサイト】 <https://d.sokai.jp/8160/teiji/>

【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「木曾路」又は「コード」に当社証券コード「8160」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知／株主総会資料」欄よりご確認ください。

なお、ご出席に代えて、インターネット等又は書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月25日（木曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市東区上豎杉町1番地
ウィルあいち（愛知県女性総合センター） 4階ウィルホール
（注）開催場所は、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。
※会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。
3. 目的事項
報告事項
- 1.第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査
結果報告の件
- 2.第77期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

以 上

株主総会に関するご留意事項

- ◎電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載していません。なお、監査等委員会及び会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
- ・連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ・計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにおいて、その旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたします。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

日時 2026年6月26日(金曜日) 午前10時

場所 ウィルあいち(愛知県女性総合センター) 4階ウィルホール
(「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

インターネットによる議決権行使の場合



当社指定の議決権行使専用ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスしていただき、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って賛否をご入力ください。詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分入力完了分まで

書面(郵送)による議決権行使の場合



本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2026年6月25日(木曜日) 午後5時30分到着分まで

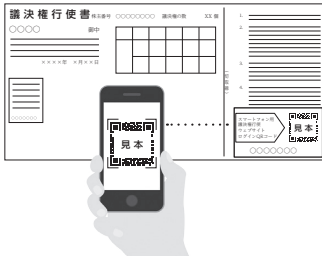
- ・インターネット等による議決権行使に際しましては「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。
- ・インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効とし、また、インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

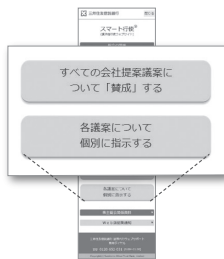
議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

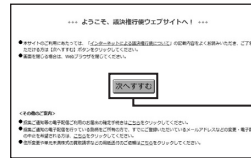
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

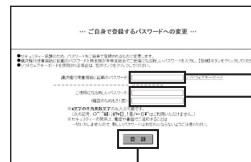
- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2025年4月1日～2026年3月31日）におけるわが国経済は、数十年ぶりとなる高水準の賃上げ等による雇用・所得環境の改善や企業収益の改善を背景に、引き続き緩やかな回復基調が続きました。一方で、地政学リスクの長期化により、世界のサプライチェーンや資源価格に不安定な影響が見られたほか、円安の継続による輸入品・エネルギー価格の上昇や、国内における金利上昇局面への移行もあり、先行き不透明な状況が続きました。

外食産業におきましては、個人消費の底堅さやインバウンド需要の増加といった好材料があった一方、店舗運営においては厳しいコスト増加への対応が求められる状況となりました。特に、食肉等の原材料価格や歴史的な米価の高騰、物流費の上昇に加え、最低賃金の引き上げに伴う人件費の増加などにより、原材料費及び人件費の双方で負担が増加いたしました。

このような環境下、当社グループは主力業態である「木曾路」部門において、業態の強みである「慶事・祝事（ハレの日）」需要を深掘りすべく、社内マイスターによる上質なおもてなしを提供し、顧客満足度の向上と他社との差別化を継続いたしました。

営業面におきましては、年間最大の需要期である年末年始に加え、春の「木曾路の歓送迎会」キャンペーンを早期に展開いたしました。また、旬の食材を活かした「春らんまん御膳」等の季節限定メニューのほか、お肉の量をお客様が選択できるしゃぶしゃぶコース、旬の素材を用いた一品料理、選べる季節御飯の提案など、商品力の強化を図りました。さらに、国産牛を中心としたメニュー構成の充実やデザート内容の一新など、各業態の特性に合わせた施策に注力いたしました。

このように、多様化する会食ニーズを的確に捉えることで、来店客数の増加及び客単価の向上に努めてまいりました。

費用面におきましては、購買・調達ルート最適化による原価低減に加え、来客予測に連動したシフト管理の徹底により人件費を抑制いたしました。あわせて、使用量の管理と省エネ機器への更新等による光熱費の低減に努める一方、客室の洋室化や営繕工事などの修繕を積極的に実施し、顧客利便性と施設価値の向上に努めました。

また、CSR活動といたしまして、中部地区の国産牛焼肉「くいどん」、和食 旬彩処「鈴のれん」店舗において、近隣の児童養護施設の児童並びに職員の皆様（30施設、合計1,575名）をご招待し、心ゆくまでお食事をお楽しみいただきました。今後も「よろこびの食文化の創造」を掲げる当社グループの活動の一環として、継続してまいります。

さらに、働き方改革の一環として、計4日間の全店一斉休業を実施いたしました。新時代に即した魅力ある職場環境を整備し、人材の確保と育成を推し進めることで、次期以降のさらなる企業価値向上へとつなげてまいります。

店舗展開、改築・改装につきましては、3店舗の出店、16店舗の改装及び4店舗の退店を実施し、当連結会計年度末の店舗数は189店舗となりました。

この結果、当連結会計期間の売上高は、545億70百万円（前期比 2.5%増加）、営業利益は29億13百万円（同 7.6%増加）、経常利益は29億29百万円（同 6.3%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億28百万円（同 45.4%減少）となりました。

（部門別の概況）

木曽路部門

しゃぶしゃぶ・日本料理「木曽路」業態は、14店舗の改装を行い、当連結会計年度末店舗数は126店舗であります。

営業面では、業態の強みである「慶事・祝事（ハレの日）」需要の深耕を図るため、社内マイスター（お食い初め、一升餅担当）による上質なおもてなしを提供し、顧客満足度の向上と他社との差別化を推進いたしました。また、年間最大の需要期である年末年始に加え、春の「木曽路の歓送迎会」キャンペーンを早期に展開いたしました。さらに、旬の食材を活かした「春らんまん御膳」等の季節限定メニューに加え、お肉の量を選択できるしゃぶしゃぶコースや旬の食材を用いた一品料理、選べる季節御飯の提案、デザート内容の一新など、商品ラインナップを大幅に拡充いたしました。

多様化する会食ニーズを的確に捉えることで、来店客数の増加及び客単価の向上に注力した結果、売上高は434億5百万円（前期比 2.8%増加）となりました。

焼肉部門

特選和牛「大將軍」及び国産牛焼肉「くいどん」は、1店舗の出店及び4店舗の退店を行い、当連結会計年度末店舗数は44店舗となりました。

営業面では、CRM（顧客管理）の徹底と戦略的な販促活動により、安定的な来店動機の創出を図りました。特に「大將軍」業態においては外商の強化が奏功し、企業宴会需要の取り込みが進展いたしました。「くいどん」業態においては、ランチメニュー刷新による新規客層の開拓に加え、2026年1月より抜本的な業態再構築に着手しております。収益構造の適正化を目指し、従来の食べ放題主体から脱却すべく、高付加価値メニューを中心としたテスト展開を一部店舗で開始いたしました。その結果、4店舗の退店等もあり、売上高は79億19百万円（同 0.3%減少）となりました。

③ 生産性の向上

人手不足の深刻化や人件費上昇に対応するため生産性向上が重要な経営課題となっております。

このため、「業務プロセスの標準化・簡素化」および「デジタル技術の活用による業務効率化」を推進します。週間マネジメント（PDCAサイクル）と継続的な改善活動を通じて、強固な経営体質を構築してまいります。

④ 人材力の強化と組織力の向上

持続的な成長の実現には、人材の確保・育成および組織力の強化が不可欠であります。

当社グループでは、「育成プログラムの見直し」、「多様な人材の活躍推進」、「働きがいのある職場環境の整備」を進めるとともに、チームで成果を創出する企業文化の醸成に取り組んでまいります。

⑤ 成長戦略の推進（新たな価値創出）

中長期的な成長に向けては、既存事業の強化に加え、新たな価値創出が必要であります。

このため、新規出店、既存業態の改良・確立、市場環境の変化に即した事業展開を推進してまいります。加えて、新業態開発やM&Aなどの成長投資を模索し、中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

⑥ 経営基盤の強化

企業の持続的成長と社会的信頼の確保に向けて、経営基盤の強化は不可欠です。

具体的には、コンプライアンスの徹底、食の安全・安心の追求、チームワークの醸成、そして常にQSCA（品質・サービス・清潔・雰囲気）の向上に努め、長期的な企業価値の向上を目指してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施しました設備投資総額（差入保証金等を含む）は、22億78百万円であり、その内訳は、店舗の新設に2億83百万円、店舗の改築・改装等に18億38百万円、工場設備改修及び情報システム関連投資等に1億56百万円であります。

なお、当連結会計年度中の固定資産除売却損は、1億25百万円であります。

(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 主要な借入先（2026年3月31日現在）

借	入	先	借	入	金	残	高							
株	式	会	社	三	菱	U	F	J	銀	行	2,000	百	万	円
株	式	会	社	名	古	屋	銀	行			1,300			
株	式	会	社	関	西	み	ら	い	銀	行	1,300			
株	式	会	社	あ	い	ち	銀	行			1,100			

(6) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 74 期 (2023年3月期)	第 75 期 (2024年3月期)	第 76 期 (2025年3月期)	第 77 期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売 上 高	45,930	52,984	53,229	54,570
経常利益又は経常損失 (△)	△515	2,278	2,754	2,929
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社 株主に帰属する当期純 損失 (△)	△1,082	436	3,166	1,728
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	△38円64銭	15円50銭	112円44銭	61円36銭
総 資 産	48,412	45,974	46,781	48,498
純 資 産	27,331	27,657	30,341	31,586

② 当社の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 74 期 (2023年3月期)	第 75 期 (2024年3月期)	第 76 期 (2025年3月期)	第 77 期 (当事業年度) (2026年3月期)
売 上 高	39,414	50,731	52,532	53,845
経常利益又は経常損失 (△)	△293	2,293	2,750	2,947
当期純利益又は当期純 損失 (△)	△740	84	3,166	1,741
1株当たり当期純利益 又は1株当たり当期純 損失 (△)	△26円42銭	3円00銭	112円43銭	61円86銭
総 資 産	45,231	45,929	46,746	48,474
純 資 産	27,685	27,672	30,345	31,615

(7) 重要な子会社の状況 (2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

当社グループは、料理・飲食物の加工調理提供を主要業務とする飲食店を営業しております。

事業部門の名称	事業内容	
木曾路部門	しゃぶしゃぶ・日本料理の「木曾路」	
焼肉部門	特選和牛の「大將軍」、国産牛焼肉の「くいどん」	
その他部門	居酒屋	居酒屋の「大穴」、鶏料理の「とりかく」
	鈴のれん	和食 旬彩処の「鈴のれん」
	その他	からあげ専門店の「からしげ」、物販、不動産賃貸の経営、食肉の加工販売

(9) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

当社

本社 : 愛知県名古屋市昭和区

東日本本部 : 東京都江東区

西日本本部 : 大阪府吹田市

直営店舗 : 189店舗

店舗の地域別分布

区分	店舗数	区分	店舗数
栃木県	2店	岐阜県	4店
茨城県	1	三重県	4
群馬県	3	和歌山県	1
埼玉県	16	奈良県	2
千葉県	28	大阪府	18
東京都	36	兵庫県	8
神奈川県	14	岡山県	1
静岡県	1	福岡県	3
愛知県	47	計	189

名古屋工場 : 愛知県大府市 (調理加工場兼物流センター)

守山工場 : 愛知県名古屋市守山区 (調理加工場)

千葉工場 : 千葉県千葉市中央区 (調理加工場)

(10) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

部 門 別	使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
木 曾 路 部 門	912 (2,031) 名	16名増 (92名減)
焼 肉 部 門	97 (568)	2名減 (49名減)
そ の 他 部 門	42 (169)	5名増 (14名増)
全 社 (共 通)	313 (127)	3名増 (8名減)
合 計	1,364 (2,895)	22名増 (135名減)

- (注) 1. 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは、年間の平均人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）を（ ）外数で記載しております。
2. 「全社（共通）」として記載されている使用人数は、管理部門に所属するものであります。

②当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
1,359 (2,881) 名	22名増 (133名減)	44.8歳	12.5年

- (注) 使用人数は就業員数であり、パートタイマー及びアルバイトは、年間の平均人員（1日8時間勤務換算による月平均人数）を（ ）外数で記載しております。

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況に関する事項 (2026年3月31日現在)

(1) 株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 60,000,000株
- ② 発行済株式の総数 28,543,889株 (うち自己株式 384,090株)
- ③ 株主数 32,113名
- ④ 大株主の状況

株主名	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	2,497千株	8.86 %
木曾路共栄会	998	3.54
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	562	1.99
アサヒビール株式会社	496	1.76
株式会社三菱UFJ銀行	385	1.36
麒麟麦酒株式会社	352	1.25
サントリー株式会社	352	1.25
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	242	0.86
名古屋製酪株式会社	234	0.83
株式会社あいち銀行	224	0.79

- (注) 1. 当社の自己株式384,090株は、上記の大株主から除外しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して、小数点以下第3位を切り捨てて算出しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(3) 会社役員に関する事項

① 取締役の状況（2026年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 江 源 之	
代表取締役社長	中 川 晃 成	
常 務 取 締 役	松 岡 利 朗	常務取締役 人事総務本部長兼人事部長
常 務 取 締 役	大 橋 浩	常務取締役 事業サポート本部長 東日本駐在
取 締 役	中 根 昌 秋	取締役 営業統括本部長
取 締 役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役 (株)Central Japan Innovation Capital 社外取締役
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長
取 締 役 (監査等委員・常勤)	新 實 曜 子	(株)建部食肉産業 監査役
取 締 役 (監査等委員)	熊 田 登 与 子	熊田法律事務所 パートナー弁護士
取 締 役 (監査等委員)	平 野 善 得	公認会計士平野善得事務所 所長

- (注) 1. 取締役松井常芳氏及び伊藤邦昭氏並びに取締役（監査等委員）熊田登与子氏及び平野善得氏は、社外取締役であり、かつ東京証券取引所及び名古屋証券取引所の上場規程による独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員）平野善得氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高めるために新實曜子氏を常勤の監査等委員として選定しております。

4. 当事業年度中における取締役の異動

氏 名	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
吉 江 源 之	代表取締役会長兼社長	代表取締役会長	2025年6月27日
中 川 晃 成	顧問	代表取締役社長	2025年6月27日
松 岡 利 朗	常務取締役 営業統括 本部長兼第一営業本部長	常務取締役 人事総務 本部長兼人事部長	2025年4月1日
大 橋 浩	常務取締役 東日本本 部長兼立地開発本部長	常務取締役 事業サポ ート本部長 東日本駐 在	2025年10月1日
中 根 昌 秋	取締役 営業企画部長	取締役 営業統括本部長 兼木曽路営業本部長	2025年4月1日
中 根 昌 秋	取締役 営業統括本部長 兼木曽路営業本部長	取締役 営業統括本部長	2026年2月1日

5. 取締役会による的確かつ迅速な意思決定が可能な員数及び取締役会全体としての知識・経験・能力のバランスを考慮しつつ適材適所の観点より、総合的に検討したうえで、取締役候補者を指名しております。取締役のスキル一覧表「スキルマトリクス」は、次のとおりです。

役 職	氏 名	企	外	営	法	財	人	コ
代表取締役会長	吉 江 源 之	●	●	●		●	●	●
代表取締役社長	中 川 晃 成	●	●	●		●	●	●
常務取締役	松 岡 利 朗	●	●	●			●	●
常務取締役	大 橋 浩	●	●		●	●		●
取締役	中 根 昌 秋		●	●				●
取締役	松 井 常 芳	●		●				●
取締役	伊 藤 邦 昭	●		●		●		●
取締役 (監査等委員・常勤)	新 實 曜 子		●		●		●	●
取締役 (監査等委員)	熊 田 登 与 子				●		●	●
取締役 (監査等委員)	平 野 善 得	●			●	●		●

企：企業経営

外：外食業界

営：営業、マーケティング

法：法務

財：財務、会計、IT

人：人事労務、人材開発

コ：コンプライアンス、リスクマネジメント

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、会社法第427条その他の法令の定めに基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める金額を限度としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者（当社の取締役、執行役員）は保険料を負担しておりません。当該保険契約により、被保険者が負担することになる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を補填することとしております。

④ 取締役の報酬等の総額

イ. 取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、2023年6月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針と新たな指名報酬委員会規程の制定について決議をしております。取締役会は、当連結会計年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方針及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と実質的に整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、退職慰労金については、2008年6月27日をもって制度を廃止しております。取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次の通りです。

i. 基本方針

業務執行取締役の報酬は基本報酬及び業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については基本報酬のみを支給します。

ii. 基本報酬に関する方針

月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等を考慮しながら総合的に勘案して決定するものとしております。

iii. 業績連動報酬に関する方針

当該連結会計年度の売上高・当期純利益を基準とし、業績指標（K P I）を反映した現金報酬を支給します。

（業績連動報酬算定）

①定量評価：業績指標として、売上高・当期純利益の予算比、及び伸長率

②定性評価：コンプライアンス・成長性・業務改革、その他経営課題について

iv. 報酬等の割合に関する方針

指名報酬委員会で検討を行い、取締役会は同委員会の答申内容を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬内容を決定することとしております。なお、報酬の種類ごとの比率の目安は基本報酬：業績連動報酬=85:15とします。（K P Iを100%達成の場合）

①役職に応じた「基本報酬」

②個人評価等に基づく「業績連動報酬」

v. 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

個人別査定については取締役会で決議することとし、各取締役の基本報酬及び担当事業の業績を踏まえた給与の評価配分としております。取締役会は社外役員を中心とした指名報酬委員会に原案を諮問し答申を得て、当該答申の内容を尊重し決定するものとしております。

vi. 自社株報酬制度について

指名報酬委員会の設置・運営により、より客観性・透明性のある手続きとなり、今後は自社株報酬制度の導入の可否等を検討してまいります。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員である 取締役を除く。) (うち社外取締役)	173 (10)	173 (10)	—	—	8 (2)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	21 (10)	21 (10)	—	—	4 (2)
合計 (うち社外役員)	195 (20)	195 (20)	—	—	12 (4)

- (注) 1. 報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第74回定時株主総会決議において、300百万円（内、社外取締役分は30百万円以内）（年額）を限度としております。（対象の取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名。内、社外取締役2名）なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2023年6月28日開催の第74回定時株主総会決議において、30百万円（年額）を限度としております。（対象の取締役（監査等委員）3名）

⑤ 社外役員等に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

地 位	氏 名	兼 職	先	当社との関係
取 締 役	松 井 常 芳	(株)MA企画 代表取締役 (株)Central Japan Innovation Capital 社外取締役		特別な関係はありません。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	(株)明輝商会 代表取締役社長 (株)ラミテック 代表取締役社長 (株)メイキ 代表取締役社長		特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	熊 田 登 与 子	熊田法律事務所 パートナー弁護士		特別な関係はありません。
取 締 役 (監査等委員)	平 野 善 得	公認会計士平野善得事務所 所長		特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	松 井 常 芳	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識を生かし、独立した立場と外部の視点から客観的な発言を行っております。
取 締 役	伊 藤 邦 昭	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に企業経営の豊富な経験と実績、見識を生かし、独立した立場と外部の視点から客観的な発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	熊 田 登 与 子	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
取 締 役 (監査等委員)	平 野 善 得	当事業年度開催の取締役会14回のうち14回に出席し、また、監査等委員会14回のうち14回に出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記取締役会の開催回数のほか会社法第370条及び当社定款第27条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が9回ありました。

(4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

イ. 公認会計士法（1948年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額 36百万円

ロ. 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 37百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるリース基準改正に関するアドバイザリー業務を委託しております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、上記解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

3. 業務の適正を確保するための体制

I. 業務の適正を確保するための体制の概要

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」（会社法第362条第4項第6号）について、内部統制システム構築に関する基本方針を以下のとおり決議しております。

(1) 基本の方針

- ① 取締役会は、取締役の職務執行が法令・定款に適合していることを確保するために、内部統制の機能が重要かつ不可欠であるとの認識に立ち、その整備・充実に向けて自主的な努力をする。
- ② 内部統制制度を確立しその有効性を確保するために、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し運営する。

(2) 法令等の遵守体制の整備

- ① 内部統制が機能する環境として、企業倫理が周知・徹底された健全な企業風土を構築する。企業倫理や遵法精神の確立のために、行動規範である「木曾路行動憲章」の周知・徹底を図る。
- ② 取締役会の決議に当たっては、決議内容の適法性・妥当性を確保するために、
(1) 善管注意義務・忠実義務、(2) 遵法精神、(3) 客観的・科学的事実認識、(4) 合理的手続、(5) 適時性の観点から議案を検討する。
- ③ 「内部監査室」は業務部門からの独立性を確保し、不正の未然防止・早期発見・再発防止に努める。
- ④ 反社会的勢力との一切の関係を遮断し、被害の防止に努める。
- ⑤ 企業倫理や法令遵守の問題に関する公益通報・相談制度を適切に運営する。
- ⑥ 業績評価・表彰においては、業容・体質関連項目の評価と共に、内部監査・衛生検査の成績や事故等の発生状況を勘案することとする。

(3) リスク管理体制の整備

- ① 衛生安全に関する基準を常に周知・徹底し、品質の確保と食品事故の未然防止に努める。
- ② 個別業務に係るリスクは各業務所管部が規程を定めて、適切な方法でリスクを管理する。
- ③ 過誤・不正等の事故の未然防止、早期発見のために異例異常取引を情報システムによって即時・重点的に監視する。
- ④ 情報システムの信頼性・安全性対策を適切に実施する。

- ⑤ 大規模災害等の発生時に人的・物的被害を最小限にとどめ、早期に営業を復旧し継続することを目的として「事業継続基本計画」を定め周知・徹底する。

(4) 情報の保存・管理体制の整備

- ① 文書等情報の取扱いについては、「文書管理規程」に基づき、適切な方法・期間で保管する。
- ② 株主総会、取締役会の議事録は関連資料とともに法定の期間、適切に保管する。
- ③ 内部者情報、個人情報等の取扱いに関する規程を整備し、その周知・徹底を図る。
- ④ 会社情報の開示については、「情報開示の基本方針」に基づき迅速・正確・公平な開示に努める。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制の整備

- ① 会計規則・基準に基づき「経理規程」等を整備し、その周知・徹底・遵守に努める。
- ② 財務計数については、各々の業務実績を統合情報システムによって集計し、正確性と迅速性を確保する。
- ③ 相互牽制機能を情報システムによって確保し、異常の早期発見、迅速な対策推進に努める。
- ④ 月次損益制度により財務計数の内容を毎月検証し、適正性を確保する。

(6) 取締役の職務執行（経営）の効率性を確保するための体制の整備

- ① 組織効率と相互牽制機能の確保の観点から、業務分掌と責任・権限を適切に定める。
- ② 会社の業務は、経営方針・経営計画に基づき、組織的連携と統制の下に遂行する。
- ③ 利益管理においては、総合予算、月次予算、原価計算、独立採算の各制度のもとに計画的で整合性のある業績伸展と、問題点の早期発見・対策推進に努める。

(7) 当社並びに子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制の整備

- ① 当社は当社の子会社に対し、「関係会社管理規程」を制定しており、当該子会社の業務の適正を確保する体制の強化に努める。
- ② 子会社から定期的な業務執行に関する報告を受けるとともに、経営上の重要事項に関する報告及び協議を通じ子会社の適正な経営管理に努める。
- ③ 当該子会社に応じた適切なコンプライアンス体制の整備とコンプライアンスの徹底に努める。

(8) 監査等委員会の監査の実効性を確保するための体制の整備

- ① 監査等委員会を補助する使用人を必要とするときは、監査等委員会からの依頼により適切な者を指名し、監査等委員会の指揮・命令の下で、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立して、補助業務に当らせる。
- ② 取締役は会社に著しい損害を及ぼす事実を発見したときは遅滞なく監査等委員会に報告する。また、監査等委員会からの求めにより業務・財産の状況について報告する。
- ③ 監査等委員会への報告を行った役員及び従業員は、当該報告をしたことを理由としていかなる不利益な取扱いも受けない。
- ④ 監査等委員が職務の執行上必要とする費用等については、当該監査等委員の職務の執行に必要でない認められる場合を除き、その費用等を当社が負担する。
- ⑤ 監査等委員会の監査、内部監査、会計監査人監査は相互に連携を図り、各監査の実効性の確保に努める。

II. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社グループは、会社の業務の適正を確保するため、内部統制システム構築に関する基本方針に基づき、当連結会計年度は以下のような取り組みを実施しました。

- (1) 体制整備として組織改廃を適時行い、継続的に機構改革の実施とともに、職務分掌・職務権限を整理し、役割と責任・権限を明確にするよう努めております。また、コンプライアンスの徹底のため、引き続き、意識啓蒙施策の展開、社内報の発行、部門毎に勉強会等を実施しました。
- (2) 内部監査体制を強化すると共に基準に沿った厳正監査を実施し、また、内部通報制度を適正に運用することにより、風通しのよい企業風土づくりに努めました。
- (3) 情報システムによる迅速・効率的な業務の監視を継続して実施しております。また、適正表示については当社独自の表示ガイドラインによる確認を実施しております。
- (4) 食品の安全・安心の確保に向け、衛生管理室およびその配下の衛生検査グループが一体となり、厳格な衛生管理・検査を実施しております。他の衛生安全を所管する部署との連携をさらに深め、品質確保と食品事故防止に努めております。

Ⅲ. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の利益配分については、将来事業展開に備え内部留保の充実に努める一方、各期の収益状況や配当性向などを勘案するとともに株主各位への安定した配当を維持することを基本方針としています。

当期の剰余金の配当につきましては、この方針、業況を勘案いたしました結果、期末配当金を1株当たり15円、既にお支払済みの中間配当金1株当たり15円と合わせて年間配当金は1株当たり30円とさせていただきます。

なお、当社は定款に取締役会決議による剰余金の配当等を可能とする規定を設けておりますが、第77期の期末配当は株主の皆様のご意向を直接伺う機会を確保するために株主総会の決議事項としております。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載の金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満を切り捨て、その他の比率については四捨五入して表示しております。
2. 本事業報告に記載の金額には、消費税等は含んでおりません。
3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当連結会計年度末現在のものです。

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	20,810
現金及び預金	15,268
売掛金	1,949
有価証券	100
商品及び製品	17
原材料及び貯蔵品	2,828
その他	647
貸倒引当金	△1
固定資産	27,687
有形固定資産	16,626
建物及び構築物	8,359
機械装置及び運搬具	214
工具、器具及び備品	1,803
土地	6,027
リース資産	201
建設仮勘定	19
無形固定資産	1,739
のれん	979
その他	760
投資その他の資産	9,321
投資有価証券	4,180
繰延税金資産	901
退職給付に係る資産	208
差入保証金	3,939
その他	122
貸倒引当金	△30
資産合計	48,498

科目	金額
負債の部	
流動負債	13,830
買掛金	1,544
短期借入金	7,000
1年内返済予定の長期借入金	117
リース債務	80
未払費用	2,093
未払法人税等	565
資産除去債務	24
賞与引当金	633
その他	1,770
固定負債	3,080
長期借入金	67
リース債務	158
退職給付に係る負債	1,310
資産除去債務	1,332
その他	211
負債合計	16,911
純資産の部	
株主資本	30,084
資本金	12,648
資本剰余金	12,467
利益剰余金	5,905
自己株式	△936
その他の包括利益累計額	1,502
その他有価証券評価差額金	1,503
退職給付に係る調整累計額	△0
純資産合計	31,586
負債純資産合計	48,498

連結損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
I. 売上高		54,570
II. 売上原価		17,228
売上総利益		37,342
III. 販売費及び一般管理費		34,428
営業利益		2,913
IV. 営業外収益		
受取利息及び配当金	82	
助成金収入	20	
その他	17	120
V. 営業外費用		
支払利息	62	
賃貸借契約解約損	16	
その他	25	104
経常利益		2,929
VI. 特別利益		
固定資産売却益	178	178
VII. 特別損失		
固定資産除売却損	125	
減損損失	256	381
税金等調整前当期純利益		2,725
法人税、住民税及び事業税	621	
法人税等調整額	376	997
当期純利益		1,728
親会社株主に帰属する当期純利益		1,728

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	20,542	流動負債	13,786
現金及び預金	15,175	買掛金	1,509
売掛金	1,861	短期借入金	7,000
有価証券	100	1年内返済予定の長期借入金	117
商品及び製品	17	リース債務	80
原材料及び貯蔵品	2,711	未払費用	2,093
その他	676	未払法人税等	565
貸倒引当金	△0	賞与引当金	630
固定資産	27,932	その他	1,789
有形固定資産	16,616	固定負債	3,072
建物	7,869	長期借入金	67
構築物	488	リース債務	158
機械及び装置	196	退職給付引当金	1,324
車両運搬具	11	資産除去債務	1,332
工具、器具及び備品	1,800	その他	189
土地	6,027	負債合計	16,858
リース資産	201	純資産の部	
建設仮勘定	19	株主資本	30,112
無形固定資産	1,596	資本金	12,648
のれん	914	資本剰余金	12,467
ソフトウェア	296	資本準備金	12,464
その他	385	その他資本剰余金	2
投資その他の資産	9,718	利益剰余金	5,933
投資有価証券	4,180	利益準備金	392
関係会社株式	214	その他利益剰余金	5,540
繰延税金資産	899	固定資産圧縮積立金	21
差入保証金	3,925	別途積立金	2,200
その他	529	繰越利益剰余金	3,319
貸倒引当金	△30	自己株式	△936
資産合計	48,474	評価・換算差額等	1,503
		その他有価証券評価差額金	1,503
		純資産合計	31,615
		負債純資産合計	48,474

損益計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
I. 売上高		53,845
II. 売上原価		16,527
売上総利益		37,318
III. 販売費及び一般管理費		34,367
営業利益		2,950
IV. 営業外収益		
受取利息及び配当金	84	
その他	17	101
V. 営業外費用		
支払利息	62	
賃貸借契約解約損	16	
その他	25	104
経常利益		2,947
VI. 特別利益		
固定資産売却益	177	177
VII. 特別損失		
固定資産除売却損	125	
減損損失	256	381
税引前当期純利益		2,742
法人税、住民税及び事業税	621	
法人税等調整額	379	1,001
当期純利益		1,741

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 木 曾 路
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 達治

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 貴俊

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社木曾路の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社木曾路及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類等に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月12日

株式会社 木 曽 路
取 締 役 会 御 中

有限責任監査法人 トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 達 治
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 貴 俊
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社木曽路の2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第77期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が子会社の非常勤監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席して子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、事業等の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月12日

株式会社 木 曾 路 監査等委員会

取締役常勤監査等委員 新 實 曜 子 ⑩

社外取締役監査等委員 熊 田 登与子 ⑩

社外取締役監査等委員 平 野 善 得 ⑩

(注) 監査等委員熊田登与子氏及び平野善得氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

- (1) 減少する剰余金の項目及びその額
繰越利益剰余金 1,000,000,000 円
- (2) 増加する剰余金の項目及びその額
別途積立金 1,000,000,000 円

2. 期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実に努めるとともに、株主の皆様への安定した配当を維持することを基本方針としております。

期末配当につきましては、これらの基本方針を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金15円 総額 422,396,985円
年間配当金は1株につき30円となります。
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2026年6月29日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、任意の指名・報酬委員会の推薦を経て、取締役会の決定に基づき以下の取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位及び担当	
1	<small>よし え ちと ゆき</small> 吉江源之	代表取締役会長	再任
2	<small>なか がわ あき なり</small> 中川晃成	代表取締役社長	再任
3	<small>なか ね まさ あき</small> 中根昌秋	取締役 営業統括本部長	再任
4	<small>しみ や たつ ひこ</small> 澁谷竜彦	執行役員 経営企画本部長	新任
5	<small>い とつ ゆう すけ</small> 伊東裕介	執行役員 木曾路営業本部長	新任
6	<small>まつ い つね よし</small> 松井常芳	社外取締役	再任 社外
7	<small>い とつ くに あき</small> 伊藤邦昭	社外取締役	再任 社外

候補者 番号	1	<small>よし え もと ゆき</small> 吉江源之	(1947年7月18日生)	再任
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）				
1977年4月 当社入社 1981年7月 当社専務取締役 1987年6月 当社代表取締役 1993年6月 当社代表取締役社長 2006年6月 当社代表取締役会長 2016年3月 当社代表取締役会長兼社長 2021年3月 当社代表取締役会長 2024年7月 当社代表取締役会長兼社長 2025年6月 当社代表取締役会長（現任）				
所有する当社の株式数：200,091株				
取締役候補者とした理由				
吉江源之氏は1993年に代表取締役社長に就任以降、長年に亘り経営の指揮を執り、企業価値の向上に貢献しております。その実績、能力、企業経営者としての豊富な経験とともに人格、見識とも優れていることから、引き続き取締役候補者いたしました。				
候補者 番号	2	<small>なか がわ あき なり</small> 中川晃成	(1965年6月20日生)	再任
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）				
1989年4月 大阪ガス株式会社入社 1994年1月 株式会社キンレイ出向 2005年1月 株式会社キンレイ取締役外食カンパニーCEO 2014年4月 株式会社KRフードサービス代表取締役社長 2021年6月 株式会社ジェイグループホールディングス代表取締役社長 2025年6月 当社入社 当社代表取締役社長（現任）				
所有する当社の株式数：5,000株				
取締役候補者とした理由				
中川晃成氏は、(株)KRフードサービス、(株)ジェイグループホールディングスの会社経営に長年に亘って携わられ、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き取締役候補者いたしました。				

候補者 番号	3	なかねまさあき 中根昌秋	(1962年11月23日生)	再任
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）				
2003年12月 当社入社				
2012年7月 当社木曽路名古屋営業部長				
2020年6月 当社執行役員東京第二営業部長				
2023年6月 当社取締役営業本部副本部長兼中部本部長兼木曽路名古屋営業部長				
2025年4月 当社取締役営業統括本部長兼木曽路営業本部長				
2026年2月 当社取締役営業統括本部長（現任）				
所有する当社の株式数：800株				
取締役候補者とした理由				
中根昌秋氏は、当社で木曽路営業部門の責任者を歴任し、2020年からは執行役員を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、引き続き取締役候補者といたしました。				
候補者 番号	4	しげや たつ ひこ 澁谷竜彦	(1974年11月27日生)	新任
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）				
1997年4月 当社入社				
2001年4月 当社素材屋津店 店長				
2012年4月 当社素材屋名古屋営業部マネージャー				
2017年5月 当社販促企画部長				
2020年6月 当社執行役員営業企画部長				
2026年2月 当社執行役員経営企画本部長（現任）				
所有する当社の株式数：1,000株				
取締役候補者とした理由				
澁谷竜彦氏は、当社で販促企画部、営業企画部の責任者を歴任し、経営企画本部長を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2020年より当社の執行役員を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、取締役候補者といたしました。				

候補者 番号	5	伊東裕介 <small>いとう ゆうすけ</small>	(1971年5月29日生)	新任
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）				
2003年9月 当社入社 2004年8月 当社木曽路港北ニュータウン店 店長 2008年2月 当社木曽路東京第一営業部エリアマネジャー 2017年4月 当社木曽路東京第一営業部長 2022年2月 当社執行役員木曽路大阪営業部長 2026年2月 当社執行役員木曽路営業本部長（現任）				
所有する当社の株式数：－				
取締役候補者とした理由				
伊東裕介氏は、当社で木曽路営業本部の責任者を務めるなど、豊富な経験と幅広い見識を有し、2022年より当社の執行役員を務めており、当社における企業価値の更なる向上を強力に推進するために適切な人材であると判断し、取締役候補者いたしました。				

候補者 番号	6	松井常芳 <small>まつい つねよし</small>	(1951年4月3日生)	再任	社外
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）					
1974年4月 東邦ガス(株)入社 2006年6月 同社 執行役員、東邦ガスリビング(株) 代表取締役社長 2008年6月 東邦ガス(株) 常務執行役員 2010年6月 同社 専務執行役員 2015年5月 東邦ガスリビング(株) 代表取締役会長 2015年6月 当社社外取締役（現任） 2016年7月 (株)MA企画 代表取締役（現任） 2018年8月 (株)スタメン 常勤監査役 2024年11月 (株)Central Japan Innovation Capital 社外取締役（現任）					
所有する当社の株式数：5,300株					
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要					
松井常芳氏は、東邦ガス(株)、東邦ガスリビング(株)の会社経営に長年に亘って携われ、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。					

候補者 番号	7	伊藤邦昭 <small>いとうくに あき</small>	(1951年6月22日生)	再任	社外
略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）					
1974年4月 (株)日本興業銀行〔現(株)みずほ銀行〕 入行					
1995年3月 同社 営業第10部副部長					
1995年8月 (株)明輝商会 代表取締役社長（現任）					
1998年2月 (株)ラミテック 代表取締役社長（現任）					
2005年4月 (株)メイキ 代表取締役社長（現任）					
2015年6月 当社社外取締役（現任）					
所有する当社の株式数：1,000株					
社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要					
伊藤邦昭氏は、(株)日本興業銀行に入行し、その後(株)明輝商会代表取締役社長、(株)ラミテック代表取締役社長、(株)メイキ代表取締役社長を務めており、会社経営に優れた実績を上げております。その豊富な経験と幅広い見識を当社の経営判断に活かしていただけると判断し、引き続き社外取締役候補者いたしました。					

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. 松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、社外取締役候補者であります。
3. 松井常芳氏及び伊藤邦昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって11年となります。
4. 当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として各取引所に届け出ております。
5. 当社は、松井常芳氏及び伊藤邦昭氏との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定められる最低責任限度額としており、両氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる職務の執行に関する責任、又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

【ご参考】第2号議案が承認可決された場合の「スキルマトリクス」は、次のとおりです。

役 職	氏 名	企	外	営	法	財	人	コ
代表取締役会長	吉江源之	●	●	●		●	●	●
代表取締役社長	中川晃成	●	●	●		●	●	●
取締役	中根昌秋	●	●	●				●
取締役	澁谷竜彦		●			●		●
取締役	伊東裕介		●	●				●
取締役	松井常芳	●		●				●
取締役	伊藤邦昭	●		●		●		●
取締役 (監査等委員・常勤)	新實曜子		●			●		●
取締役 (監査等委員)	熊田登与子				●		●	●
取締役 (監査等委員)	平野善得	●			●	●		●

企：企業経営

外：外食業界

営：営業、マーケティング

法：法務

財：財務、会計、IT

人：人事労務、人材開発

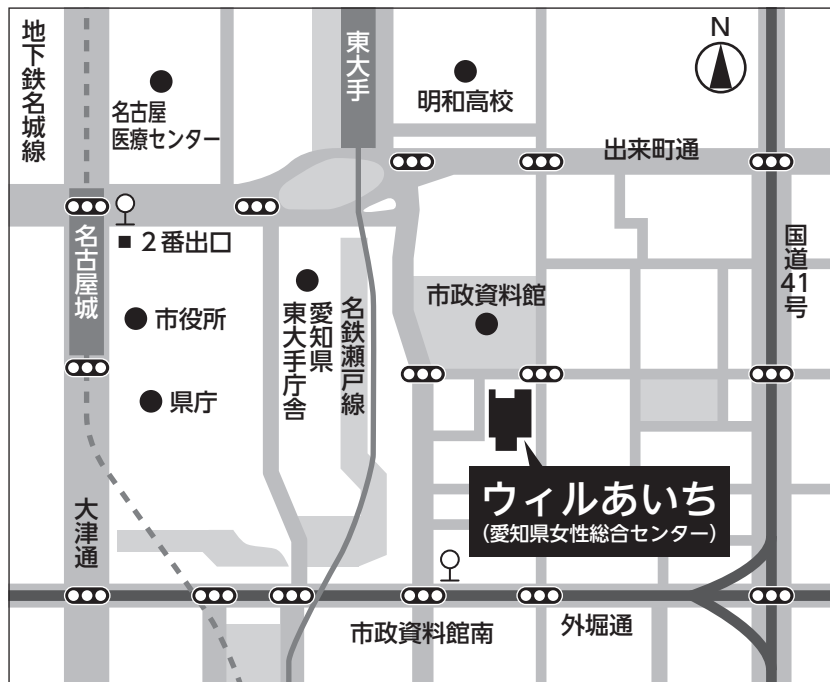
コ：コンプライアンス、リスクマネジメント

以 上

定時株主総会会場ご案内図

会場 〒461-0016
名古屋市東区上豎杉町1番地
ウィルあいち（愛知県女性総合センター）
4階ウィルホール
電話 052（962）2511

※会場が前回と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。



交通のご案内

- 地下鉄 名城線「名古屋城」駅2番出口より東へ徒歩約8分
- 名鉄 瀬戸線「東大手」駅より南へ徒歩約6分
- 基幹バス 「市役所」下車 東へ徒歩約8分
- 市バス 幹名駅1「市政資料館南」下車 北へ徒歩約5分

※当社では駐車場のご用意はいたしておりませんので、
公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

